

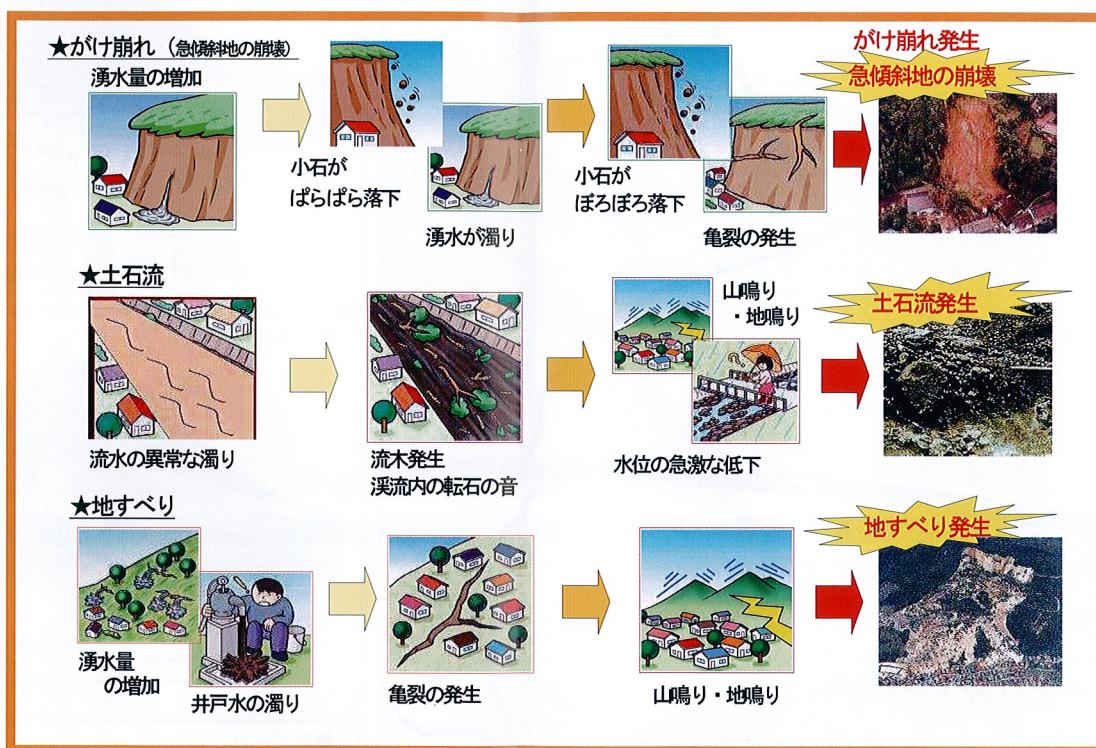
わたし まも じぶん わたし まも ちいき 「私を守るのは自分、私たちを守るのは地域、 自分と地域で命をまもう」

この「金沢市土砂災害避難地図」は石川県が指定した「土砂災害(特別)警戒区域」をもとに、市民のみなさんが避難するためには必要な各種情報をまとめたものです。土砂災害に関する情報及び市から提供する情報、さらにこの「金沢市土砂災害避難地図」を利用いただき、市民のみなさん一人ひとりの行動と町内会、自主防災会による行動で少しでも被害をなくしたいと考えております。なお、この金沢市土砂災害避難地図以外の地域でも土砂災害が発生する可能性があり、また近くの河川が洪水で通行不能の場合がありますので、ご注意ください。

1 土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などにより、「がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)」・「土石流」・「地すべり」の現象が発生する自然災害のことです。

～前兆現象～



前兆現象がない場合でも降雨が続いた時などは土砂災害が起きる可能性があるので、斜面の状況に常に注意を払い、身の危険を感じた場合は周りの人と自主的に安全な場所に避難（**自主避難**）してください。また、前兆現象を発見した場合には、すぐにその場から離れ市役所や自主防災会（町会）にご連絡ください。

2 土砂災害防止法とは

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。石川県はこの法に基づき、「**土砂災害警戒区域**」（土砂災害のおそれがある区域）及び「**土砂災害特別警戒区域**」（建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域）の指定を行っています。

3 土砂災害警戒情報とは

大雨警報発表中、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった場合に石川県と金沢気象台がテレビ・ラジオなどを通じて発表します。